

被後見人

判断能力が不十分な方、
認知症高齢者、障がい者等

不動産の相談
管理・取引



居住用不動産



後見人

親族後見人、専門職後見人、
市民後見人、法人後見人等

財産管理 身上監護

相続 介護 信託

成年後見・任意後見



代表

栗川善隆 さん

大学卒業後、住宅会社や
建築資材商社で勤務。行政
書士の国家資格を取得して
『行政書士くりかわ事務所』
開設。東京大学市民後見人
養成講座修了。特定行政書
士、終活アドバイザー、不
動産後見アドバイザー。

**不動産の相談・管理・取引に際し、被後見人・後見人に対する
サポートを行うのが「不動産後見アドバイザー」**

「生前事務委任」

財政管理が十分にできる時から本人に代わって、財産管理を行う契約。

「死後事務委任」

生前のご希望に沿って、供養・財産整理などを行う契約。

(共に公正証書で契約を締結します)

終活・遺言・相続について無料相談を定期的に開催。詳しくは、ホームページを。

終活の様々な課題を最善の着地点に導く 認知症増加を視野に成年後見の利用促す

**遺言書作成や相続等も支援
仕事でつらく周回の手順**

「とりかかる前の準備、完了までのロードマップの設定、進捗状況のチェック、躊躇ない軌道修正」

『行政書士くりかわ事務所』代表の栗川善隆さんが仕事で貫いてきたスタンスだ。終活アドバイザーとして、遺言書作成、財産や家財の相続、処分、認知症に備えた成年後見、お墓などの死後事務など加速する高齢化とともに増える悩みや困りごとなど様々な相談のサポートでもこの姿勢で最善の着地点に導く。中でも、厚労省の推計で認知症高齢者が2025年には、約700万人に達するとされる状況を視野に入れて利用を促すのが成年後見制度だ。

「認知症で判断力が不十分な人の財産管理などを家庭裁判所が選任した後見人がサポートするのが法定後見制度ですが、2022年のデータでは制度利用者は潜在的な後見ニーズのわずか2%にすぎません。任意後見を含めた成年後見制度全体を活用すれば、財産管理や法律行為などを行うことができます」

遺言書については、遺言書の起案、事前調査及び資料の収集、公正証書遺言の証人、遺産の調査、相続人の調査まで対応が可能だ。(ライター/斎藤絃)

行政書士 くりかわ事務所

くりかわじむしょ

☎ 03-6915-8766

✉ kurikawa.gyosei@yahoo.co.jp

📍 東京都練馬区早宮3-8-8

https://office-kurikawa.com/

